

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

村上市では、合併後の2009年（平成21年）に策定した総合計画において、一人一人が人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築きあげていく必要があるとして、2011年（平成23年）12月、村上市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施、その結果等に基づき、2015年（平成27年）3月に「村上市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもと、人権に関する国際条約の趣旨を踏まえた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との規定に基づき、一人一人の人権が尊重された村上市の実現を目指し、人権教育・啓発に関する基本的な方針を明らかにして、今後実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため「村上市人権教育・啓発推進計画」は策定され、以後、本計画を基に、市民をはじめ関係機関や団体等と連携、協力を図りながら、取組を進めてきました。

策定から5年が経過、その間の社会情勢や市民の意識の変化に対応するため、第1次5年間の計画の評価と見直しを行い、引き続き差別と偏見のない、一人一人の人権が尊重される村上市の実現と人権教育及び啓発の効果的な推進に向け、本計画を改訂するものです。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

20世紀において、大きな世界大戦を経験した後、世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権が何よりも尊重されなければならないという国際的な認識から、国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国

とが達成すべき共通の基準として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択しました。その後、「世界人権宣言」を実効あるものにするため、この宣言の内容を基礎として、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な条約の性格を持つ「国際人権規約」が1966年（昭和41年）に採択されています。

また、国連では、「世界人権宣言」をより具体化していくため、1965年（昭和40年）に人権及び基本的自由の平等を確保する「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし1979年（昭和54年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、子どもの基本的人権を国際的に保障するために1989年（平成元年）には「児童の権利に関する条約」など、人権に関する多くの条約が採択されてきました。

これらの諸条約の採択とともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などや「国連婦人の10年」及び「障害者のための国連10年」等の施策により、人権が尊重される国際社会の実現を目指す取組が進められてきました。

さらに、すべての人がすべての人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図るなど、人権問題を総合的に調整する「国連人権高等弁務官」を1994年（平成6年）に設置し、また人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

しかし、冷戦構造の崩壊後も、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。このような厳しい国際社会の状況から、1993年（平成5年）の世界人権会議で「ウイーン宣言及び行動計画」が採択され、人権教育が重要であることが示されました。

そして、これを受けて、1994年（平成6年）の第49回国連総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議をし、各国においては国内行動計画を策定するなど、さまざまな取組が推進されてきました。最終年を迎えた2004年（平成16年）には、国連総会において、その後のフォローアップとして、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」を開始することが決議されました。

2006年（平成18年）には、障がい者の権利を保障する「障害者の権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択、2008年（平成20年）には「ハンセン病差別撤廃決議」が採択され、人権を尊重する取組は広がりを見せた一方で、内戦や紛争等による人権侵害はいまだ無くならず、国際社会はその対応を問われています。

紛争、貧富の拡大、不平等や差別、暴力という問題に加えて、気候変動などの問題も深刻化していく中、2015年（平成27年）、世界が一丸となって取り組むための目標SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が193の国連加盟国の合意の基に採択されました。SDGsには、世界の国々が取り組むべき17のゴールと、169のより具体的な目標（ターゲット）が示され、世界全体の共通目標として、2030年までに達成できるよう取り組んでいくことになりました。

(2) 国・県の動き

わが国においては、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする日本国憲法が1947年（昭和22年）に施行されました。この憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行されるとともに各種施策が実施されてきました。

特に、わが国固有の人権問題である部落差別問題については、1965年（昭和40年）に同和対策審議会から答申が出され、その答申の中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定した上で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国において具体的な解決の方向性を明らかにしたことを受けて、2002年（平成14年）まで33年間にわたる特別措置法に基づく各種施策が推進されてきました。

一方で、国際社会の一員として、1956年（昭和31年）に国連に加入し、国際的な取組の流れの中で「国際人権規約」をはじめとした人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の多くの国際年に取り組むなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

国連決議の「人権教育のための国連10年」に関するわが国の取組として1995年

(平成7年)に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年(平成9年)には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その中では、「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的な推進を図り、もって国際的な視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する」と明記されています。この国内行動計画は、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目的としており、人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別問題、外国籍住民等、さまざまな施策に取り組むこととされました。

1997年(平成9年)には、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権擁護に資することを目的にした「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会において、1999年(平成11年)には、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、2001年(平成13年)には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

これまでの国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に国の責務とともに、地方公共団体の責務と国民の責務が明記されました。

また、同法に基づき、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

課題ごとの施策としても、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待防止や、女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められ、2016年(平成28年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」(人権三法)が施行されました。

新潟県においては、同和対策事業特別措置法に基づき、1970年(昭和45年)に

庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して部落差別問題の解決のために各種施策を行ってきました。

さらに、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施しています。1998年（平成10年）には、福祉保健課に人権啓発室が設置され、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、2004年（平成16年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定されました。この指針の中で、「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

また、地域の人権問題として2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し新潟水俣病患者の福祉の増進と理解を深め偏見や中傷などをなくすための教育啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的にさまざまな施策を行っています。

(3) 村上市の現状

2008年（平成20年）に村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の5市町村が合併し、新市として、村上市が誕生しました。

合併前の神林村においては、「神林村人権に関する意識調査」が行われ、合併直前にその結果報告書がまとめられましたが、人権教育・啓発推進計画の策定には至りませんでした。この報告書では、人権に対する意識を高めるため、継続しての啓発の重要性やあらゆる人権問題に対する関心を呼び起こすことの必要性とともに、人権相談窓口の充実などが求められました。

合併後の村上市においては、教育委員会が2008年（平成20年）に、すべての市民が互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指し、「村上市人権教育・啓発推進基本方針」を策定しました。2009年（平成21年）には「第1次村上市総合計画」を策定し、平等社会の推進のため、人権意識の高揚、人権教育の推進、人権推進施策の充実により、一人一人が人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築くことを目標にしました。また、同年、2009年（平成21年）に人権・同和行政を推進していくために市民課内に生活人権室を設置しました。

2010年（平成22年）に、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、市をはじめ企業・職場や地域社会全体で、すべての子育て家庭と子どもた

ちを対象に施策を総合的に推進するため「村上市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、児童虐待防止等の子どもの権利擁護に関する取組を進めました。2011年（平成23年）には、市民一人一人の生涯にわたる学習活動のより一層の充実を目指し策定した「第1次村上市生涯学習推進計画」により、人権が尊重される社会の実現に向けた学習を進めています。さらに2012年（平成24年）には、男女が対等なパートナーとして、お互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための課題を解決していくことを目的として、「第1次村上市男女共同参画計画」を策定し、2018年（平成30年）には、第2次計画を策定し見直しを行いました。

2013年（平成25年）、「村上市人権教育・啓発推進計画」策定に向けて市民意識調査を実施、報告書としてまとめ、2015年（平成27年）3月に本計画書（第1次）を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

2020年（令和2年）には、第2次改訂のための市民意識調査を実施しましたが、前回の意識調査と比較すると、全般的な傾向としては、次のことが明らかになりました。

人権が尊重されている市であるかの質問では、「いちがいいにはいけない」との回答が最も高かったものの、前回と比べてやや減少、「尊重されていると思う」の回答がやや増加となりました。人権に関する施策や法律の整備、人権教育・啓発が進められたことに対して一定の効果が見え始めたとも受け止められますが、「わからない」との回答は前回同様3割弱あり、社会的には人権を尊重する気運が高まっているが、まだ身近にある人権問題として実感をしていないため、人権が尊重されているかどうかの判断をできないでいる人が、引き続き一定の割合でいると考えられます。

人権や差別問題への関心については「かなり関心がある」「少し関心がある」の合計割合は8割弱を占め、前回と比べてやや増加しました。

関心のある人権問題としては、「障がいのある人の差別問題」が最も多く6割弱、次いで「インターネットによる人権侵害」、「子どもの人権侵害」が4割台と続きました。特に「インターネットによる人権侵害」は前回調査と比較して大きく増加しており、SNS等のソーシャルメディアが広がりにより、関心が高まったことがうかがわれます。

「障がいのある人の差別問題」も前回と比べ増加しています。「障害者差別解消法」の施行により身近に感じられるようになったことが影響したのではないかと考えられます。

関心のある人権問題は、性別や年代別に応じて違いがみられ、今回調査から新たに

加わった選択肢である「LGBT（性的少数者）の差別問題」に対しても20代、30代は高い関心を集めています。

村上市に部落差別問題が存在することについては、「あると思う」「ある」の合計の割合は6割弱を占め、その認知度は高いといえます。しかし、前回調査と比べると、割合は3.8%減少しました。

人権問題に関する講演会・研修会には「参加したことがない」人が最も多く7割となっていました。前回調査からは、「1、2回参加した」が増加、「参加したことがない」は減少しました。

小・中・高等学校で人権教育、同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」という考えが最も多く4割弱あり、前回調査と比較しても増加しました。年代別では20代では5割以上が「積極的に行うべき」と回答し、他年代より高くなっています。

「あまりやらない方がよい」、「やるべきではない」との消極的な意見は前回より減少していました。今後もこうした意識を払しょくさせる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

3 基本理念

一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために持って生まれた権利です。

人権尊重の社会を実現するためには、市民一人一人が互いに思いやり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが求められています。

その実現に向け、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別や人権侵害をなくすため「一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる村上市」を引き続き基本理念として、第2次計画においても更に取組を推進していきます。

4 計画の評価と見直し

本計画は2015年度（平成27年度）に策定し、今回、第2次の改訂となり、計画期間は2027年（令和9年）3月までの5年間とします。

今後も、人権教育・啓発を推進する基本計画として位置付け、5年毎を目途に意識調査を実施、計画の評価と見直しを行うこととします。

なお、第1次計画においては、市民意識調査の結果から、特に次の項目について人権意識の向上を目指すことを掲げていましたが、第2次計画時での市民意識調査の結果は次のとおりでした。

人権意識向上のための重点目標7項目の調査結果

No.	項 目	目 標	H23 年度	R2 年度
1	人権が尊重されている市であるか	「わからない」と回答する人を減少させる	27.1%	27.2%
2	人権を侵されたことがあるか	人権侵害被害を受けたと回答する人を減少させる	23.0%	27.8%
3	人権侵害を受けたときの相談先	公共窓口(※1)に相談と回答する人を増加させる	71.4%	72.4%
4	身元調査に対する意識	身元調査を肯定する考えの人を減少させる	65.4%	44.4%
5	被差別部落出身者との結婚	「気になる」と回答する人を減少させる	30.5%	26.4%
6	部落差別問題への「寝た子を起こすな」意識	「寝た子を起こすな」意識を持つ人を減少させる	56.7%	50.6%
7	講演会・研修会への参加	参加したことがある人を増加させる	16.0%	24.3%

※1 No.3：公共窓口は、市、県、警察、人権相談所、人権擁護委員、心配ごと相談所、法務局

※2 No.4：H23年度の数値は、「平成25年度第11回県民アンケート調査報告書」より

(1) 村上市は人権が尊重されている市であるかについて

人権が尊重されている市であるかの判断では、「わからない」が27.2%で、前回調査とほぼ同じ結果となりました。しかし、第1次計画では特に若い年代の人権教育・啓発を進め「わからない」人の割合を減少させることを目指すとしており、20代の結果を見ると、47.4%から29.1%へ減少しています。若い世代では、人権教育、同和教育により人権問題を身近にある問題として考え、判断できるようになってきたことがうかがえ、一定の成果が見え始めていると考えられます。第2次計画においても引き続き「わからない」の割合を減少させることを目指します。

(2) 人権を侵されたことがあるかについて

第2次計画では27.8%の人が人権を侵されたことが「ある」と回答、前回調査より微増となりました。年代別では20代、30代、50代で「ある」と回答した割合が増えています。一人一人の人権が尊重された社会を目指し、人権を侵されたことがある人の割合を減少させることを目指します。

(3) 人権が侵された場合の相談先について

人権が侵された場合の相談先として、公共の窓口を利用する人の割合が一番多いところでも17.1%と、前回同様低い結果となりました。もっと身近で、気軽に相談できる相談窓口の周知を図ります。

(4) 身元調査に対する意識について

身元調査を肯定する割合は、今回調査では44.4%でした。比較対象が「平成25年度第11回県民アンケート調査報告書」で異なるため、単純に比べることはできませんが、減少していると見ることもできます。しかし「どちらかといえば、必要だ」と回答する人はどの年代でも最も回答が多い結果であり、これからも身元調査を肯定する考えの人を減少させることを目指します。

(5) 被差別部落出身者との結婚について

被差別部落出身者との結婚問題では、相手が被差別部落出身であるか「気になる」との回答は、26.4%と前回より微減しました。年代別では、50代を除いた各世代で「気にならない」との回答が増加、特に20代では9割を超えています。引き続き部落

差別意識がなくなることを目指します。

(6) 部落差別問題への「寝た子を起こすな」意識について

「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見が50.6%となり、前回より6.1%減少しました。しかし、まだ半数を超えており、依然多くの人々が「寝た子を起こすな」という意識を持っていると言えます。この意識が減少することを目指します。

(7) 講演会・研修会への参加について

人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがある人は、24.3%と、前回より8.3%増加しました。特に20代では「参加したことがない」と回答した人も前回79.0%から今回44.2%となり、若い世代を中心に参加経験がある人の割合は増えています。

参加した講演会・研修会の内訳では、全体は「学校やPTA主催」が増加して48.2%となり、「県・市町村主催」は、27.2%と減少しました。

参加したことがないと回答した人の参加しなかった理由については、「特に理由はない」が47.6%で前回に引き続き関心の低さが目立つ結果となりました。また、「開催を知らなかった」との回答も38.5%あることから、参加人数を増やすために、参加しやすい体制づくりと参加機会の拡大、広報紙やホームページ等による周知に一層取り組みます。

5 計画の推進に向けて

本計画により、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け総合的に取り組むものであり、計画の推進にあたっては、市民をはじめ関係機関や団体、事業所などとの連携・協力を引き続き図るとともに、庁内関係部局による推進組織を設置し効果的かつ実効性のある事業を推進します。

6 持続可能な開発目標SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年(平成27年)の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

SDGsには、本計画と同じ方向性にある目標もあり、共通するSDGsの目標は、本計画上においても目標として位置付けており、SDGsの17のゴールの対応を明示することで、より明確に、達成に向けて取組を進めます。

SDGs達成に向けた道のりは決して簡単なことではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人一人にできることをしっかりと考え、一步踏み出す姿勢が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



○ 人権に関する主な条約・法律等

	国連等	国・県	村上市
1947(昭22)年		・日本国憲法施行 ・教育基本法施行	
1948(昭23)年	・世界人権宣言採択	・児童福祉法施行	
1960(昭35)年		・同和対策審議会設置	
1963(昭38)年		・老人福祉法施行	
1965(昭40)年	・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約採択	・同和対策審議会答申	
1966(昭41)年	・国際人権規約採択		
1969(昭44)年		・同和対策事業特別措置法施行	
1970(昭45)年		・障害者基本法施行	
1979(昭54)年	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択		
1989(平元)年	・児童の権利に関する条約採択		
1993(平5)年	・ウィーン宣言及び行動計画が世界人権会議で採択		
1994(平6)年	・国連人権高等弁務官設置		
1995(平7)年	・2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議	・人権教育のための国連10年推進本部設置 ・高齢社会対策基本法施行	
1997(平9)年		・人権教育のための国連10年に関する国内行動計画策定 ・人権擁護施策推進法施行 ・人権擁護推進審議会設置	
1999(平11)年		・男女共同参画社会基本法	
2000(平12)年		・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行	
2001(平13)年		・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行	
2002(平14)年		・人権教育・啓発に関する基本計画策定	
2004(平16)年		・新潟県人権教育・啓発推進基本指針策定	
2005(平17)年	・人権教育のための世界計画開始		
2006(平18)年	・障害のある人の権利に関する条約採択	・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行	
	国連等	国・県	村上市
2008(平20)年			・市町村合併により村上市誕生 ・村上市人権教育・啓発推進基本方針策定
2009(平21)年		・新潟水俣病地域福祉推進条例施行	・第1次村上市総合計画策定
2010(平22)年		・新潟県人権教育基本方針制定 ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行	・村上市次世代育成支援後期行動計画策定
2011(平23)年			・村上市人権に関する市民意識調査実施 ・第1次村上市生涯学習推進計画策定

	国連等	国・県	村上市
2012(平24)年			・第1次村上市男女共同参画計画策定
2013(平25)年		・子供の貧困対策の推進に関する法律 ・いじめ防止対策推進法	・村上市人権に関する市民意識調査結果報告 ・人権教育・啓発推進計画策定委員会設置
2014(平26)年			
2015(平27)年		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	・村上市子ども・子育て支援事業計画 ・村上市次世代育成支援行動計画
2016(平28)年		・成年後見制度の利用促進に関する法律(成年後見制度利用促進法) ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) ・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	
2017(平29)年			・第2次村上市総合計画 ・男女共同参画についての意識調査報告
2018(平30)年		・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	・第2次村上市男女共同参画計画 ・村上市自殺対策行動計画
2019(平31)年		・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	
2020(令2)年		・改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)	・村上市人権に関する市民意識調査実施
2021(令3)年		・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律	・村上市人権に関する市民意識調査結果報告

本ページは余白